

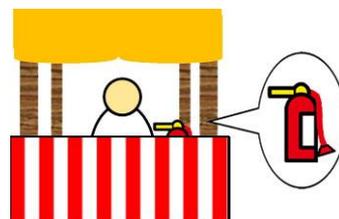
火災予防条例の一部が改正されました。

消火器の設置 露店の開設届の提出

平成25年8月、京都府福知山市の花火大会において発生した、ガソリン携行缶の取扱い不注意による火災で多数の死傷者が発生した事故を受け、火災予防条例の一部が次のように改正されました。

改正内容

対象火気器具等を祭礼・縁日・花火大会その他の多数の者の集合する催しで使用する場合は消火器の準備をすること。



*対象火気器具等とは・・・火を使用する器具又は火災の発生のおそれのある器具のこと。

自家発電機 ガスグリル コンロ フライヤー 電熱器 石油ストーブ 電気ストーブ等



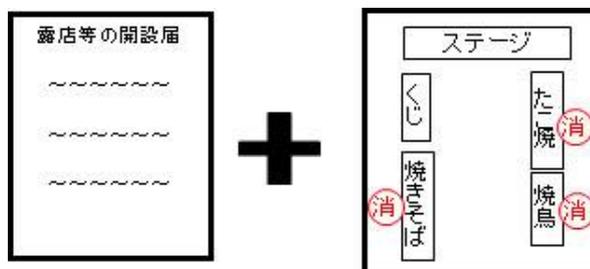
多数の者が集合する催しで対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、事前に「露店等の開設届出書」を最寄りの消防署に提出して下さい。

*近親者によるバーベキューや幼稚園の父母によるもちつき大会等（面識のある者のみに限定される場合）は対象外です。

「露店等の開設届出書」の添付書類

- ① 「露店等の開設届出書」
- ② 配置図（会場のレイアウトと消火器の設置場所）

露店等の開設届出書	
Word形式	PDF形式



さらに、屋外において多数の者が集合する催しのうち大規模なものは、「防火担当者の選任」と「火災予防上必要な業務に関する計画」の作成が義務付けられました。

大規模とは、人出予想が10万人以上、かつ主催する者が認める露店数が100店舗を超えるものです。

なお、上記の計画書が提出されなかった場合は罰則があります。（30万円以下の罰則）

火災予防上必要な業務に関する計画提出書はこちら

Word形式	PDF形式
------------------------	-----------------------

問い合わせ 有明広域行政事務組合消防本部 荒尾消防署 0968-63-1121
玉名消防署 0968-73-7117